

PTA 規則 第 11 章 細則

役員選考に関する事項

1. 役員の新規選出は、全会員小1～中1から選出することとする。立候補による選出を基本とし、必要な場合、選考委員会がその他の方法にて選考を行う。選考方法においては、選考管理委員会で決定した方式で行う。
2. 立候補による候補者が多数の場合は、協議の上決定する。
3. 立候補がない場合、選考委員会は、同委員会が精査した役員に就任可能な者の名簿を作成し、対象者名簿の中から候補者を選出する。立候補による候補者が出た場合でも、役員補欠対象者を決める選考を行う。
4. 選考委員会は、立候補者、選出された候補者と協議の上、各役職候補者を選出し、総会で信任投票を行い決定する。
選考終了後、対象者名簿は、選考委員長が保管する。
5. 役員に空席が生じた場合は、選考委員会で協議の上、補欠筆頭者から順次決定する。